

# 計画の体系

基本理念

基本目標と基本施策

個別施策

子どもの未来を地域で支えるまちづくり

具体的施策

## 基本目標1 地域における子育ての支援

### 基本施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 児童虐待防止対策の充実
- (7) ひとり親家庭などの自立支援の推進
- (8) 障がい児施策の充実
- (9) 子どもの貧困対策の推進【新規事業】

## 基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

### 基本施策

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 基本施策

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
- (3) 家庭と地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## 基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

### 基本施策

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進
- (4) 安全な道路交通環境の整備
- (5) 安心して外出できる環境の整備
- (6) 安全・安心まちづくりの推進

# 個別施策の展開

## 基本目標 1

### 地域における子育ての支援

基本施策	実施施策
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業</li> <li>・特定保育事業</li> <li>・相談及び情報提供体制の充実</li> </ul>
(2) 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの充実</li> </ul>
(3) 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援サービスのネットワークの形成</li> </ul>
(4) 児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成</li> <li>・地域子ども教室</li> <li>・子育て支援における世代間交流</li> <li>・地域学校協働活動</li> </ul>
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</li> <li>・仕事と子育ての両立のための基盤整備</li> </ul>
(6) 児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携</li> <li>・発生予防、早期発見、早期対応</li> </ul>
(7) ひとり親家庭などの自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭などの自立支援の推進</li> </ul>
(8) 障がい児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児教育の充実</li> <li>・乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携</li> </ul>
(9) 子どもの貧困対策の推進【新規事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の総合相談</li> <li>・ひとり親家庭などの自立支援の推進【再掲】</li> </ul>

## 基本目標 2

### 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

基本施策	実施施策
(1) 子どもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査、新生児訪問などの充実</li> <li>・乳幼児健康診査時の相談指導の実施</li> <li>・出産・育児などに関する教育・相談の充実</li> <li>・妊娠期からの継続した支援体制の整備</li> <li>・子育て支援医療費の支給</li> </ul>
(2) 「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の食育の推進</li> <li>・児童生徒の食育の推進</li> <li>・「食育」の推進</li> </ul>
(3) 思春期保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及</li> <li>・喫煙や薬物に関する教育</li> </ul>
(4) 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児医療の充実</li> <li>・乳幼児の事故防止等の啓発</li> </ul>

## 基本目標 3

### 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策	実施施策
(1) 次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次代の親の育成</li> </ul>
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かな学力の向上</li> <li>・豊かな心の育成</li> <li>・健やかな体の育成</li> <li>・信頼される学校づくり</li> <li>・学習環境の整備・充実</li> <li>・幼児教育の充実</li> <li>・適正な学校規模・小中一貫教育の推進</li> </ul>
(3) 家庭と地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育への支援の充実</li> <li>・地域の教育力の向上</li> <li>・地域スポーツ環境の整備</li> </ul>
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> </ul>

基本施策	実施施策
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	・交通安全教育の推進 ・チャイルドシートの正しい使用の徹底 ・自転車の安全利用の推進
(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	・公園施設などにおける死角をなくして犯罪の未然防止 ・防犯灯の整備の推進 ・子ども110番の家協力者連絡会 ・見守り活動の推進
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	・被害に遭った子どものケアの推進
(4) 安全な道路交通環境の整備	・安全な道路交通環境の整備
(5) 安心して外出できる環境の整備	・公共施設、公共交通機関、建築物などのユニバーサルデザイン化 ・子育てにやさしいトイレなどの整備
(6) 安全・安心まちづくりの推進	・公園など歩行エリア安全確保のための整備・改修



## 子ども・子育て支援制度に基づく内容

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

### 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像

#### 子どものための教育・保育給付

##### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

##### 地域型保育給付

- 小規模保育事業  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育事業  
(保育者の居宅などにおいて保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育事業  
(子どもの居宅などにおいて保育を行う。)
- 事業所内保育事業  
(事業所内の施設などにおいて保育を行う。)

#### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 時間外保育事業
- 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業
- 放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室
- 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 児童手当

子育てのための施設等利用給付  
(幼児教育・保育の無償化)

# 教育・保育施設 の目標値

## ■各事業の目標値の見方

- 提供区域： 目標値の設定に使用する区域（範囲）。本町では、町全体を1圏域として設定しています。
- 単位：目標値に使用する単位。実人数か延べ人数については、量の見込みと確保方策でそれぞれ記載しています。
- 量の見込み：町民の推計利用希望量（需要量）です。
- 確保方策：量の見込みが叶えられるよう、町が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）です。

### ①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

満3歳～小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境のなかで教育を提供します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		207	187	191	190	178
確保方策（人）	幼稚園・認定こども園	280	280	280	280	280
	町外施設（町内在住）	25	25	25	25	25

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、私立とねがわ幼稚園の定員280人及び町外施設を利用している25人を見込んでいます。

### ②保育園（所）など（2号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、2号認定（3～5歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		117	105	107	107	100
確保方策（人）	保育園・認定こども園	145	145	145	145	145
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	7	7	7	7	7

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の定員145人及び町外施設を利用している7名を見込んでいます。

### ③保育園（所）など（3号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、3号認定（0～2歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
量の見込み（人）		14	99	14	99	14	99	14	99	14	99
確保方策（人）	保育園・認定こども園	12	88	12	88	12	88	12	88	12	88
	地域型保育事業	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
	町外施設（町内在住）	2	7	2	7	2	7	2	7	2	7

#### 【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の定員100人及び町外施設を利用している9人、また、地域型事業所として町内企業の事業所内保育所の定員4人を見込んでいます。